

足立区医療的ケア児の 保育所等支援ガイドライン

第4版

令和8年4月
足立区教育委員会

はじめに

医療技術の進歩等に伴い、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもが在宅で生活できる可能性が広がってきました。同時に児童福祉法の改正（平成28年）および保育所保育指針の改定（平成29年）に伴い、医療的ケア児の支援に対する自治体の努力義務が課せられました。

医療的ケア児が日常生活を営むためには、日常的な医療的ケアと医療機器による支援が必要であり、安心して必要な支援を受けるためには医療、福祉をはじめとした関係機関が緊密に連携して対応していくことが求められています。

また、保護者の就労支援として教育・保育施設等で医療的ケアを提供する場合、医療的ケア児への安全な医療的ケアの実施と、教育・保育時間中における医療的ケア児の体調変化に対する園（職員）の見守り・気づき、迅速な対応等が必要です。

足立区では、平成29年度よりモデルケースとして受け入れた実践を検証し、「足立区医療的ケア児の保育所等支援ガイドライン」を策定しました。

令和2年10月

目 次

第1 基本的事項

1 支援要件	1
2 医療的ケアの内容.....	1
3 支援体制	1
4 区立保育園での支援について.....	1

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

1 医療的ケア実施に関する相談.....	2
2 足立区教育委員会医療的ケア児支援検討会.....	2

第3 指定園での支援実施について

1 提出書類等について	3
2 医療的ケアの実施者について	3
3 実施する医療的ケアについて	3
4 必要な物品等について	3
5 安全で円滑な支援を実施するための協力と同意	3

第1 基本的事項

1 支援要件

- (1) 主治医より足立区教育委員会が定める医療的ケア支援が可能であると判断を受けていること。
- (2) 申請する医療的ケアが日常生活の一部として定着していること。
- (3) 当該年度の4月1日時点で、1歳の誕生日を迎えている児童であること。
- (4) 「足立区教育委員会医療的ケア児支援検討会」(以下、「検討会」という。)において、集団生活での適切な支援についての確認を受けていること。
- (5) 足立区の住民基本台帳に記録又は、公的機関が発行する住居を証する証明書等により区内に居住地があることが確認できること。

2 医療的ケアの内容

「検討会」において集団生活で適切な支援が可能と判断されたケア

3 支援体制

- (1) 検討会に申請し、足立区教育委員会による適切な医療的ケア実施についての確認を以って保育所等での支援を可能とする。
- (2) 足立区教育委員会の支援を必要とせず、医療的ケアを保護者等が実施する場合は、検討会への申請を要さず本ガイドラインの記載内容の対象外とする。ただし、事前に希望する保育施設等への相談を要する。

4 区立保育園での支援について

- (1) 区立保育園は、以下の指定園5園(以下、「指定園」という。)で支援する。
 - ア 大谷田第一保育園
 - イ 上沼田保育園
 - ウ 千住あずま保育園
 - エ 中島根保育園
 - オ 東綾瀬保育園
- (2) 指定園の医療的ケア児の受け入れ人数は、各園原則2名とする。
- (3) 保育を行う日及び時間は原則、平日(月曜日から金曜日)の午前7時30分から午後6時30分のうち必要な時間とする。
- (4) 医療的ケアの実施は園内及び園外での保育活動時とする。但し、園外でのケア実施についてはその都度、園と保護者で協議する。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

1 医療的ケア実施に関する相談

- (1) 区内保育施設等における医療的ケア実施に関する相談はこども支援センターげんき支援管理課が所管する。
- (2) 本ガイドラインに基づいて、受け入れの手続きや環境、医療的ケア実施内容等について説明を行う。

2 足立区教育委員会医療的ケア児支援検討会

- (1) 足立区教育委員会医療的ケア児支援検討会設置要綱に基づき、検討会を開催する。検討会では以下に関する検討及び確認を行う。

ア 医療的ケア児の集団保育及び集団生活における適切な支援に関すること。

イ 足立区における保育の利用等に関する条例第6条第2号の規定に該当しない旨の確認に関すること。

ウ 医療的ケアの実施に関すること。

エ その他会長が必要と認めた事項に関すること。

- (2) 検討会の構成委員は、以下の委員をもって構成する。なお、会長が必要であると認めるときは、参考人の出席を求めその意見を聴くことができる。副会長は、委員の中から会長が指名する。

ア 会長 支援管理課長

イ 委員 教育指導課長

ウ 委員 学務課長

エ 委員 子ども施設指導・支援課長

オ 委員 保育・入園課長

カ 委員 私立保育園課長

キ 委員 幼稚園・地域保育課長

- (3) 検討会は保護者が足立区オンライン申請システムを利用し、必要書類を添付の上、申請する。
(経過記録票様式1) (新規申請のみ) 診療情報提供書様式2) 本ガイドライン及び申請画面に記載されている同意項目に同意の上、申請する。また、検討会申請及び実施に必要な書類の文書作成料等は保護者の負担とする。

オンライン申請 URL

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/4774>

QR コード



- (4) 検討会の決定は当該年度内のみ有効とする。

- (5) 検討会の結果について、足立区教育委員会は「足立区教育委員会医療的ケア児支援検討会の結果のお知らせ」により保護者に通知する。保護者は保育施設利用申込み及び保育施設継続利用届提出時に「足立区教育委員会医療的ケア児支援検討会結果のお知らせ」を提出する。
- (6) 保育所等での支援の当該年度の継続及び支援終了を除く支援内容の追加変更等については、あらためて検討会に申請し、保育所等での適切な支援について確認する。

第3 指定園での支援実施について

1 提出書類等について

- (1) 保護者は、主治医に「医療的ケア指示書」様式3-1 様式3-2の記入を依頼し、完成した書類を保育所等へ提出する。
- (2) 保護者は、説明事項・記載事項を承諾の上、「医療的ケア実施承諾書兼依頼書」様式4を保育所等へ提出する。

2 医療的ケアの実施者について

足立区教育委員会が認める実施者とする。

3 実施する医療的ケアについて

検討会で適切な支援を確認したケアについて、主治医記載の「医療的ケア指示書」様式3-1 様式3-2 に基づく医療的ケアを実施する。

4 必要な物品等について

- (1) 準備と点検について
医療的ケアに必要な物品は保護者が使用可能な状態を点検し、準備する。
- (2) 廃棄について
医療的ケア実施で使用した物品は保護者が持ち帰り洗浄、消毒、廃棄等する。

5 安全で円滑な支援を実施するための協力と同意

- (1) 保育所等は保育の利用に際し確認書、個別手順書を保護者協力の上で作成し同意を得る。
- (2) 緊急時及び災害時の対応について
 - ア 緊急時及び災害時については「医療的ケア指示書」様式3-1 様式3-2 及び保護者と保育所等で確認した確認書に定めた内容にそって対応する。
 - イ 保護者は緊急時に備え緊急対応可能な後方支援病院等を事前に保育所等へ

情報共有する。

- (3) 保護者は必要に応じ主治医を含む関係者間の情報共有に同意し、必要に応じ
て打ち合わせ等に参加する。
- (4) 安全で円滑な支援実施のために必要となる主治医等依頼の文書料及び個人が
使用する医療的ケア実施に必要な物品等は保護者負担となる。

【 様 式 集 】

1 医療的ケア児等支援検討会に必要な申請書類

様式 1 経過記録票 ＊新規申請時のみ提出

様式 2 診療情報提供書

2 実施に関わる確認書類等

様式 3 - 1 医療的ケア指示書

様式 3 - 1 参考様式 医療的ケア指示書記載例

様式 3 - 2 医療的ケア指示書（保育のめやす）

様式 4 医療的ケア実施承諾書兼依頼書

3 参考資料

足立区教育委員会医療的ケア児支援事業のご案内

予防接種 年月日	B C G		四種混合		M R		日本脳炎	
	Hib		肺炎球菌		水痘		B型肝炎	
	流行性耳下腺炎		ロタウイルス		その他		その他	
感染症の 既往歴	病名	麻しん	風しん	水痘	流行性耳下腺炎	百日咳	突発性発しん	

一日のスケジュール（例を参考にご記入ください）

例）

03691215182124

睡眠

食事

療育

食事

食事

入浴

↑ケア

↑ケア

↑ケア

↓↓こちらにご記入ください↓↓

03691215182124

その他（上肢・下肢・視力・聴力・その他成長の様子で心配なこと等）

診療情報提供書

下記内容は、本児が保育施設等を利用するための医療的ケア児支援検討会の資料として、情報を提供します。

※保育施設における集団生活とは

- ・ 同年齢の子どもたちと同じ保育室で過ごし、一緒に生活することをいいます。
(時間帯・保育活動によって異年齢合同保育あり)
- ・ 保育中は看護師の付き添いは基本的にありません。

児童氏名 _____ 男・女 生年月日 H・R 年 月 日生

病名・障がい名・状態像 _____

1 症状、今後の見通しについて

[]

2 保育施設での医療的ケアの実施について

- ☐ 保育所等の集団生活の中で安全に実施ができる
- ☐ 保育所等の集団生活の中で安全な実施が困難 (* 居宅訪問型保育事業への申請が可能となります)

3 必要な医療的ケア

- ☐ 経管栄養 ☐ 胃ろう ☐ 経鼻
- ☐ 導尿
- ☐ 喀痰吸引 ☐ 口腔内 ☐ 鼻腔内 ☐ 気管カニューレ内部
- ☐ 血糖値測定 ☐ インスリン注射
- ☐ その他のケア

[]

4 与薬について

日常的に必要な薬剤等

- ☐ 無 ☐ 有 (有の場合 内容・与薬時間)

[]

緊急時投薬・処置

- ☐ 無 ☐ 有 (有の場合 内容等)

[]

医療的ケア等に関する詳細について

保育施設で実施が必要な医療的ケアについて（指示予定の詳細をご記入ください）

必要とする特別な配慮と禁忌事項

緊急時のリスクと対応

*診療情報提供書の内容について足立区教育委員会より直接お問い合わせさせていただく場合があります

令和 年 月 日 医療機関住所
医療機関名
電話番号
医師氏名

印

医療的ケア指示書

標記の件について、下記のとおり指示いたします。

指示期間(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

足立区		保育園	
ふりがな 児童氏名		生年月日	H・R 年 月 日生
主たる 疾患名			

※該当の指示内容に☑(チェック)し、() 内等に数値等の記入をお願いします。

☐ 経管栄養(経鼻)	☐ 経管栄養(胃ろう)	☐ 口腔内の痰吸引	☐ 鼻腔内の痰吸引
☐ 気管カニューレ内部の痰吸引	☐ 導尿	☐ 血糖測定	☐ インスリン注射
☐ その他 ()			

具体的な実施内容・方法、留意事項等

* 具体的な実施内容・方法、留意事項については別紙に記載例があります。
* あらかじめ指示を受ける(受けたい)事項を記載して主治医に提出してください。

緊急に保護者に連絡が必要な場合・至急受診が必要な場合についてご記載ください

災害時に特に配慮が必要な内容についてご記載ください

令和 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

主治医

印

医療的ケア指示書内「具体的な実施内容・方法、留意事項等」記載例

*様式3-1 医療的ケア指示書について、記載を主治医に依頼する（保護者→主治医→保育園）

*医療的ケア指示書の依頼時に下記の記載例を参照し、あらかじめ指示を受ける（受けたい）事項を記載する

*下記は記載例であるため、児童に合わせて項目を加除修正し記載する

具体的な実施内容・方法、留意事項等の記載例

【たんの吸引の記載例】

鼻、口からの吸引

- ☐ 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()mmHg ()Kpa 以下
- ☐ 鼻からの挿入の長さ()cm 口からの挿入の長さ()cm
- ☐ 吸引の頻度

気管カニューレからの吸引

- ☐ 吸引カテーテルのサイズ()Fr. 吸引圧()mmHg ()Kpa 以下
- ☐ カニューレ入り口からの挿入の長さ()cm
- ☐ 吸引の頻度 ☐ 喘鳴毎 ☐ ()分毎 ☐ その他()
- ☐ 気管切開の状態 ☐ 単純気管切開 ☐ 喉頭気管分離 ☐ その他()
- ☐ 肉芽について ☐ 無し ☐ 有り()
- ☐ カニューレについて
種類()内径()mm 入口から先端までの長さ()cm
- ☐ カニューレ抜去時、気管切開部・気管内出血時の対応、その他注意事項等

- ☐ 人工鼻の取り扱い()

ネブライザー吸入（生食・薬液）

- ☐ 実施時間 ☐ 定時 実施時間(:) (:)
☐ 随時()
- ☐ 生食の量()ml ☐ 薬液名・量()を()ml
- ☐ 吸入の時間 ☐ ()分間 ☐ 生食1回量全て

【経管栄養の記載例】

- ☐ 経鼻経管 ☐ 胃ろう ☐ 腸ろう ☐ その他()
- ☐ 鼻腔留置チューブ サイズ()Fr. 挿入長さ()cm
- ☐ 胃ろう チューブ・ボタンの種類()
サイズ()Fr. ()cm 挿入 バルンの水の量()ml
- 栄養剤等注入 実施時間 ()時 ()時 1回の注入時間()分～()分
注入内容 ()
注入方法 (☐ 滴下 ☐ シリンジ注入)
- 胃残の確認 ☐ 注入前の胃残の確認は不要 ☐ 必要
☐ 胃残量が()ml 以下の時はそのまま定量を注入
☐ 胃残量が()ml 以上の時は()
☐ 胃残の性状に異常がある場合の対応*対応が必要な性状と対応をご指示ください
()
- 注入時の体勢()
- *特に指定がない場合はその旨をご記載ください

- ☐ 腸ろう チューブの種類() サイズ()Fr 挿入の長さ()cm

輸液ポンプの種類（ ）	
栄養剤等注入	実施時間（ ）時（ ）時 1回の注入時間（ ）分～（ ）分 注入内容（ ） 注入方法（ ☐ 滴下 ☐ シリンジ注入）
☐ 水分注入	実施時間（ ）時（ ）時 内容（ ）1回量（ ）注入速度（ ）
☐ 胃ろう部からの脱気	☐ 不要 ☐ 必要（ ☐ 注入前 ☐ 注入後 ☐ その他） ☐ シリンジ使用（ ） ☐ 蓋の開放（ ） ☐ その他（ ）
☐ チューブ抜去時の対応・その他注意事項（保育園では抜去時の再挿入は原則、行いません）	
【導尿の記載例】	
☐ 回数・時間 1日（ ）回実施 ・（ ）時間毎実施	
☐ 保育園で実施する時間（ ）時（ ）時（ ）時 ☐ 指示時間から（ ）分は前後可能 *活動等により前後可能な場合はご指示をお願いします	
カテーテルの種類（ ） サイズ（ ）Fr	
尿道に挿入する長さ（ ）cm 用手圧迫 ☐ 可 ☐ 不可	
注意事項等	
【血糖測定等の記載例】	
投与方法	
☐ インスリン注射（ ） ☐ インスリンポンプ（機種名 ）	
☐ インスリン（製剤名）	（投与時間） （単位量）
（ ）	（ ） 単位）
（ ）	（ ） 単位）
（ ）	（ ） 単位）
*血糖値により要調整の場合はスケールをご指示ください	
実施時間	
☐ 昼食前 ☐ 昼食後 ☐ その他（ ）	
☐ 条件による血糖測定（ ）	
使用器具	
☐ 血糖測定器・穿刺器具（ ）	
低血糖・高血糖時の対応	
☐ 低血糖時の対応	☐ 血糖値（ ）mg/dl 以下の対応 （ ） ☐ 症状で低血糖が疑われる場合の対応 症状（ ） 対応（ ）
☐ 高血糖時の対応	☐ 特に必要なし ☐ 必要（ ）
その他	
☐ 感染症検査の実施	☐ あり ☐ なし 検査日： 年 月 日 B型肝炎（ ）HIV（ ）
☐ 活動に対する配慮等	

【中心静脈栄養】

輸液ポンプの種類（ ）

輸液内容・輸液流量（ ）（ ） ml/h

*指示以外の流量の変更には、原則対応できません

実施時間 ☐ 24時間 ☐（ ）時から（ ）時

ヘパリンロック 製剤名（ ）ヘパリン（ ）単位/ml 1回注入量（ ）ml

留意点（ ）

カテーテル抜去時の対応

その他、配慮等（アラームやポンプの故障への対応等を含む）

【酸素療法】

方法 ☐経鼻カニューレ ☐酸素マスク ☐その他（ ）

時間・量 ☐常時（ ）ℓ/分

☐必要時（ ）ℓ/分 必要な場合（ ）

*保育園では指示以外の状態に応じた流量の変更には対応できません

使用する機材（ ）

注意事項等

下記の表は通常保育活動です。年齢に関係なくこの表の中から可能な項目に印をつけてください。

年齢別活動内容		軽い運動	中等度の運動	強い運動	保育時間
	0歳児	☐ 腕や足の曲げ伸ばしや開閉する ☐ すべり台（室内用）を大人にさせてもらう ☐ 抱っこされる	☐ 手を握って体を起こす ☐ 散歩（10分程度） ☐ 抱っこして左右に揺らす	☐ 水遊び（手足を水につける） ☐ 布に乗せて揺らす ☐ 激しく泣く ☐ 音楽に合わせて全身を揺らす	☐ 通常保育時間 ☐ 保育時間制限必要（時間）
	1歳児	☐ 砂遊び ☐ すべり台を自分ですべる ☐ ボールを追う	☐ 散歩（分程度まで可能） ☐ 階段の昇り降り（段位） ☐ コンビカー（四輪ミニカー）に乗る（室内2往復程度）	☐ 走る（分程度まで可能） ☐ 水遊び（腰まで水につける） ☐ 坂登り ☐ 音楽に合わせて全身を動かす	所見
	2歳児	☐ 砂遊び ☐ すべり台を自分ですべる ☐ その場でジャンプする	☐ 散歩（最高2km往復40分程度）（分まで） ☐ 階段の昇り降り（歩道橋等） ☐ 三輪車をこぐ ☐ ボールを投げたり蹴ったりする	☐ 走る（分程度まで可能）（鬼ごっこ休憩しながら15分程度） ☐ 水遊び（胸まで水につける） ☐ プール遊び（プール内15分程度） ☐ 高いところから飛び降りる（50cm程度） ☐ 音楽にあわせてリズムカルに動く	☐ 呼吸困難 頻呼吸 ☐ SpO ₂ の低下 ☐ 分泌物の増加 ☐ 脈の異常（頻脈） ☐ けいれん ☐ その他 []
	3歳児	☐ 砂遊び ☐ すべり台をすべる ☐ ボールを追う	☐ 散歩（最高3km往復50分程度）（分まで） ☐ 階段の昇り降り（階程度）（歩道橋等） ☐ 鉄棒のぶら下がり ☐ 三輪車をこぐ ☐ マット遊び	☐ 走る（mまで）（分まで） 鬼ごっこを休憩しながら20分程度 ☐ 水遊び ☐ プール遊び（プール内15分程度） ☐ 高いところから飛び降りる（60cm程度） ☐ 音楽に合わせて全身を動かす	生活
	4歳児	☐ 砂遊び ☐ すべり台をすべる ☐ ボールを投げたり、蹴ったりする	☐ 散歩（最高4km往復60分程度）（分まで） ☐ 階段の昇り降り（階程度）（歩道橋等） ☐ 鉄棒の前回り、足抜き回り ☐ 登り棒を補助されて登る ☐ 水遊び	☐ 走る（mまで）（分まで） 鬼ごっこ休憩しながら30分程度 ☐ プール遊び（プール内30分程度） ☐ ドッジボール ☐ 縄跳び ☐ 太鼓橋を渡る ☐ 音楽に合わせて全身を動かす	行事その他
	5歳児	☐ 砂遊び ☐ すべり台をすべる ☐ ボールを投げたり、蹴ったりする	☐ 散歩（最高5km往復75分程度）（分まで） ☐ 鉄棒前回り ☐ ものを運ぶ（給食、バケツの水） ☐ 登り棒を自分で上まで登る ☐ 太鼓橋を渡る ☐ 水遊び	☐ 走る（mまで）（分まで） 鬼ごっこ休憩しながら40分程 ☐ プール遊び（分まで）（プール内20分～30分程度） ☐ 跳び箱を助走して跳ぶ ☐ 鉄棒の逆上がり ☐ サッカー ☐ ドッジボール ☐ 縄跳び ☐ 音楽にあわせて全身を動かす	在園継続の場合 ☐ 施設独自の取り組みで、運動量等について、主治医に確認したい活動 例：マラソン他 []

令和	年	月	日	医療機関住所
				医療機関名
				電話番号
				医師氏名

(提出先) 足立区教育委員会

医療的ケア実施承諾書 兼 依頼書

足立区教育委員会による医療的ケアの実施について説明を受け、医療的ケアの実施者及び内容・範囲について下記のとおり承諾しましたので、依頼します。

記

- 1 医療的ケア申請 児童・生徒

氏名 _____

- 2 実施者 足立区教育委員会で認める実施者

- 3 医療的ケアの内容（実施を依頼する医療的ケアの内容を記載してください）

- 4 期間 令和 年 月 日 ～ 年度末まで

- 5 緊急時の連絡先

① _____ (続柄 _____) 電話 _____

② _____ (続柄 _____) 電話 _____

③ _____ (続柄 _____) 電話 _____

- 6 医療機関 MEIS（医療的ケア児等医療情報共有システム）の登録 有・無

主治医

医療機関名：

電話番号：

担当医師名：

患者 ID：

受診可能なかかりつけ病院（主治医以外）

医療機関名：

電話番号：

担当医師名：

患者 ID：

その他関係する医療機関

医療機関名：

電話番号：

担当医師名：

患者 ID：

医療機関名：

電話番号：

担当医師名：

患者 ID：

- 7 その他、連絡事項

記載日 令和 年 月 日 保護者氏名 _____

（自署でない場合は、保護者氏名の隣に押印してください）

足立区教育委員会医療的ケア児支援事業のご案内



支援までの流れ



保育園・小学校・中学校で
医療的ケアをしてほしい



項目	内容	連絡先
相談（電話相談等）	保育施設等・区立小学校・区立中学校における 医療的ケア支援に関するご相談	
検討会へ申請 足立区教育委員会 医療的ケア児支援検討会 ※区の支援体制に同意の上 ご申請いただきます ※毎年度、新年度向け検討会を 10月頃開催しています お早めにご相談ください	申請に関するご案内とご説明	こども支援センターげんき 支援管理課 医療的ケア調整担当 TEL5681-0140 FAX3852-2864
	申請書類の受付と検討会のご案内 ※主治医記載診療情報提供書の提出が必要です（専用様式あり） ※保育施設への新規申請時、希望園の見学や事前相談等（場合に より保育体験）が必要です ※新規申請時等、区で依頼する医師の診察が必要です ※同じ支援内容でも毎年度申請が必要です	
	検討会結果のお知らせ発行	



保育施設等での支援

就学前

検討会結果に基づき利用申込 ※①②のいずれかで結果をお知らせします		連絡先
①集団保育において 適切な支援が可能	保育施設利用申込（申込受付期間・窓口申請） 【検討会結果のお知らせの提出が必要です】 ※保育施設利用申請は直接窓口での対応となります ※保育の実施指数に応じた利用調整となります ※全保育施設で支援可能ではありません ※発達に遅れや心配がある場合は別途利用申込時にお知らせください	保育・入園課 入園第一係～第三係 TEL3880-5263 FAX3880-5703
②集団保育においては 適切な支援が困難	居宅訪問型保育事業利用申込 【検討会結果のお知らせの提出が必要です】 ※運営事業者による居宅訪問型保育事業の利用が可能な場合があります ※運営事業者の判断や状況により待機や支援不可の場合がありますので、予めご了承ください	保育・入園課 入園第一係～第三係 TEL3880-5263 FAX3880-5703 <制度に関するお問合せ> 幼稚園・地域保育課 TEL3880-5428 FAX3880-5703

小学生・中学生（区立小学校・区立中学校）



区立小・中学校での支援

検討会結果に基づき就学希望（在籍）校・区の委託した事業者と相談・調整	連絡先
適切な就学先・検討会結果のお知らせ等に基づき保護者を含む関係者間で協議・調整 ※委託先の判断や状況によって支援不可場合があります ※学校の施設環境から就学校についてご相談する場合があります	医療的ケア調整担当 TEL5681-0140 FAX3852-2864
※就学相談が必要な場合は別途ご相談ください	就学相談係 TEL3852-2875 FAX3852-2864

足立区教育委員会の医療的ケア児支援は、個々に応じたケア自立を目標に、日常生活の一部として定着している医療的生活援助行為（医療的ケア）を医師の指示に基づき実施します



医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン

発行日：令和2年10月 初版発行
令和5年 3月 第2版発行
令和7年10月 第3版発行
令和8年 4月 第4版発行

発行：足立区教育委員会
編集：集：こども支援センターげんき 支援管理課
〒121-0816
東京都足立区梅島3-28-8
03-5681-0140（電話）
03-3852-2864（FAX）
kodomo-sienkanri@city.adachi.tokyo.jp（Eメール）